定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年二月九日

東京都葛飾区立石二丁目三三番一三号

福野段ボール工業株式会社

代表取締役　福野　晃二

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年三月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年二月九日

東京都品川区東中延一丁目六番六号

ヤマジン株式会社

代表取締役　山口幸次郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年二月十二日に開催予定の臨時株主総会において承認可決されることを条件として、二月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年二月九日

静岡県湖西市梅田三九〇番地

アスモ株式会社

取締役社長　桑村　信吾

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年二月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年二月九日

兵庫県高砂市荒井町千鳥二丁目六番二〇号

柳田産業株式会社

代表取締役　柳田　祐一

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年二月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年二月九日

愛媛県四国中央市川之江町八二六番地

丸住製紙株式会社

代表取締役　星川　一治

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年三月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、当日に当社の株券は無効となります。

平成三十年二月九日

佐賀県鹿島市大字山浦丁一四三〇番地三〇

東亜工機株式会社

代表取締役　光武　渉

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社山総と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成三十年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成三十年二月九日

横浜市中区山下町二三番地

セントラルビル株式会社

代表取締役　田口　節

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社Aコープ九州と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成三十年四月一日までに当社にご提出ください。

平成三十年二月九日

佐賀県佐賀市栄町二番一号

株式会社Aコープ佐賀

代表取締役　北島　博文

限定承認公告

本籍福島県郡山市片平町字上向一七番地三、最後の住所福島県郡山市片平町字上向一七番地の三

被相続人　亡　岡部　辰一

右被相続人は平成二十九年十月二十二日死亡し、その相続人は平成三十年二月二日福島家庭裁判所郡山支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月九日

福島県郡山市富久山町八山田字土布池一一番地三スタジオーネ郡山三〇五号

限定承認者　木村　聡

限定承認公告

本籍東京都世田谷区等々力五丁目一四番地五、最後の住所高知県四万十市渡川一丁目二番二六―二〇二号　被相続人　亡　酒井　恒行

右被相続人は推定平成二十九年十一月三十日死亡し、その相続人は平成三十年一月三十日高知家庭裁判所中村支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月九日

東京都港区南青山七丁目一番二七―三〇五号

限定承認者　西野　美徳

限定承認公告

本籍愛知県名古屋市名東区新宿一丁目二一一番地、最後の住所三重県四日市市城西町五番一一―一一号ディアコート一〇二

被相続人　亡　山本　幸二

右被相続人は平成二十九年十月二十六日死亡し、その相続人は平成三十年一月二十九日津家庭裁判所四日市支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月九日

愛知県名古屋市名東区新宿一丁目二一一番地

相続財産管理人　山本　憲幸

限定承認公告

本籍香川県善通寺市上吉田町二丁目八三四番地、最後の住所神戸市中央区割塚通二丁目二番七―二〇八号　被相続人　亡　神内　政幸

右被相続人は推定平成二十九年十一月五日死亡し、その相続人は平成三十年二月二日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月九日

兵庫県神戸市垂水区神田町二番四〇号磯部ビル六階アイビス神戸法律事務所

相続財産管理人神内美由紀

代理人弁護士　小林　秀一

新規信託分割の公告

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（受託者）は、左記のとおり、平成三十年四月六日付で左記一の信託を新規分割しますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

一、従前の信託の特定

（一）信託の当事者

委託者兼受益者

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目九番八号

豊田通商株式会社

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（二）信託の年月日及び契約名称

平成十七年九月二十九日付不動産管理処分信託契約（物件名：グラン・アベニュー富船）（その後の変更を含む。）

二、従前の信託において作成された財産状況開示資料等

右記一の信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、分割が効力を生ずる日以後の信託及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込みいずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会下さい。

四、連絡先

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

不動産信託部

電話番号　〇三―六二一四―七七五〇

平成三十年二月九日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

支配人　荒井　寿夫

正　誤

ページ	段	行	誤	正
八			九（平成二十七年国土交通省告示第千六十三号）	（平成二十六年国土交通省告示第千百七号）

（原稿誤り）

平成二十九年十一月二十二日（号外第二百五十二号）国土交通省告示第千百七号（公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程の一部を改正する告示）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月九日付第二八号九六ページ
◉官報郵送料のお知らせ　一月分（一ページ●同日付政府調達第二六号四八ページ月極一部当り）の郵送料一、九七〇円

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）